

(目標工賃達成加算の取扱いについて)

目標工賃達成加算の取扱いについて 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。

ア 報酬告示第 14 の 13 の 2 の目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援 B 型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B 型サービス費 (IV) を算定する指定就労継続支援 B 型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作

成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合

イ (略)

(補足部分)

目標工賃達成加算を算定するためには、就労継続支援 B 型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B 型サービス費 (IV) を算定する就労継続支援 B 型が目標工賃達成指導員配置加算を算定している必要がある。

「目標工賃達成指導員配置加算」を算定していることが「目標工賃達成加算」を算定するための要件となります。